

2022年10月27日

各 位

会社名 株式会社ドラフト
代表者名 代表取締役 山下 泰樹
(コード番号 5070 東証グロース)
問合せ先 上級執行役員 熊川 久貴
(TEL 03-5412-1001)

臨時株主総会開催及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月25日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2022年9月26日を基準日と定め、2022年11月に臨時株主総会（以下、「本株主総会」と言います。）を開催する旨のお知らせをいたしましたが、本日開催の取締役会において、本株主総会開催日及び付議議案について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会の開催日時・開催場所及び付議議案

- (1) 開催日時 2022年11月24日（木曜日）午後1時
- (2) 開催場所 東京都渋谷区神宮前五丁目31番 TRUNK(HOTEL) 2階 KEYAKI
- (3) 付議議案 決議事項 定款一部変更の件

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

当社は、今後の事業拡大に備えたワーキングスペースの確保及びコミュニケーションの活性化による一層のデザイン力の向上等を目的に、現在5拠点に分散している東京地区のオフィスを1拠点に移転・統合することといたしました。これに伴い、現行定款第3条の本店所在地を東京都渋谷区から東京都港区へ変更するものであります。

新オフィスは、クライアント等に対して当社が考える最先端のインテリアデザインを実際に体感していただくショールームを兼ねたものであり、当社のブランディングに活用してまいります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。 (附則) (新 設)	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。 (附則) <u>(効力発生)</u> <u>第2条 定款第3条の規定変更は、2022年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

3. 新本店所在地等

新本店所在地及び移転完了予定日は次のとおりです。

なお、本店の移転は本株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

新本店所在地 東京都港区南青山5丁目6番19号

移転完了予定日 2022年12月27日(営業開始予定日 2023年1月10日)(予定)

4. 業績への影響

本店移転に係る諸費用を当連結会計年度(2022年12月期)に計上する予定です。

これによる業績への影響については、本日開示いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上